

公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（建設工事）に係る手続は、当掲示によるほか長野県公募型プロポーザル方式（建設工事）試行要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第453号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取扱要領（最終改正 令和2年3月24日付け元建政技第454号）に示すとおりです。

1 工事の概要

(1) 工事名及び工事箇所名

令和4年度 国補ダムメンテナンス工事 (一) 金原川 東御市 金原ダム

(2) 工事の目的

本工事は、供用開始後22年が経過したダム管理用制御処理設備等について最新の基準や技術を踏まえた更新を行い、故障が少なく、迅速で正確なダム操作、情報収集・提供が可能となる管理システムを構築することを目的とする。

(3) 工事内容

① 更新対象設備は、次のとおりとします。

ダム管理用制御処理設備

② 更新対象設備の詳細は、次の図書に示すものとします。

ア 別紙1 特記仕様書（県HP掲載、参加希望者は閲覧可）

イ 別紙2 本設備における検討事項（県HP掲載、参加希望者は閲覧可）

ウ 別図1 金原ダム管理設備システム構成図（参考）（県HP掲載、参加希望者は閲覧可）

③ 工事内容は、次のとおりとします。

ア ダム管理用設備の基本計画の検討

既存のダム管理用設備を把握したうえで、別紙2本設備における検討事項に記載する事項に対する具体的な対策及び更新計画を明示すること。

関連設備の改造を行う必要がある場合はその改造設計を行うものとし、別紙1特記仕様書に記載する仕様等に準拠しないものなど標準仕様を記載していないものについては、採用する仕様とその理由を明確にして工事着手前に発注者の承認を得るものとする。

工事は、ダム管理用設備の停止期間が最小限となるよう考慮すること。

イ ダム管理用設備の設置工事

詳細設計について発注者の承認を得たうえで、ダム管理用設備の設置工事を行うこと。

関連設備の改造、各設備との接続については、受注者の責において行うものとする。

更新又は改造により不要となる機器、装置等は、適正に処分するものとする。

本工事の仕様書は、別紙1特記仕様書及び特定者の技術提案書により構成されるものとする。

ウ 契約内容については、予算等の理由により、上記ア、イの工事内容に対して減とする場合がある。

④ 上記②に掲げる関係図書については、3（5）に記載の場所において閲覧できる。

(4) 技術提案を求める具体的内容

テーマ	具体的内容
ライフサイクルコスト	・初期投資をはじめ、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたライフサイクルコストが安価であるか。
メンテナンスの充実	・部品のストックが長期間保証されているか（ストック期間を記載） ・故障、不具合の発生抑制対策が講じられているか。 ・部品交換等が容易かつ速やかに行えるか。
故障時の緊急対応	・故障時のサポート体制として、具体的な提案があるか。
システム機能の充実	・本設備における検討事項について解決し、システムの充実を図るための提案があるか。 ・ダム管理事務所に操作員が参集できない事態を想定して、『ダム管理用制御処理設備 標準設計仕様書 平成28年8月 国土交通省』及び本ダムの設備条件を考慮した、遠隔操作を可能とする提案があるか。

※ 別紙2 本設備における検討事項に記載のある項目についても、技術提案を行うこと。

(5) 履行期間

工事開始日から約 760 日間（債務負担行為設定済）

(6) 工事实施上の要件

- ① 既存施設に関わる資料は貸与する。
- ② 本工事における保証期間は、現場引き渡しから起算して2年間とする。ただし、受注者の責による故意又は重大な過失により瑕疵が生じた場合は、10年間とする。
- ③ 本工事において適用する規格等は次のとおりとし、最新版を使用すること。

日本工業規格（JIS）

電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）

日本電機工業会標準規格（JEM）

電子情報技術産業協会規格（JEITA）

国際電気通信連合・電気通信標準化セクタ勧告（ITU-TS）

放流警報装置標準仕様書（国電通仕第27号）

ダム・堰施設技術基準（案）

ダム管理用制御処理設備標準設計仕様書

ゲート開閉装置（機械式）設計要領（案）

内線規程

電気通信施設設計要領（電気編）

電気通信施設設計要領（通信編）

電気通信施設設計要領（情報通信システム編）

雷害対策設計施工要領（案）・同解説

長野県土木工事共通仕様書

電気通信設備工事共通仕様書

長野県の関連する共通仕様書等
金原ダム操作規則・細則
河川法及び関係規則
電気設備に関する技術基準を定める省令及び関係規則
電気用品安全法及び関係規則
建築基準法
気象業務法及び関係規則
国土交通省電気通信設備工事共通仕様書
その他関係法令及び基準

- ④ 本工事は電子納品対象工事であり、電子納品の範囲等については協議により決定する。
 - ⑤ 本工事完了に伴い、工事に関わる完成図書（図面、仕様書）のほか、既設設備図面と併せた管理用図書（操作取扱要領概要版・詳細版を含む）を提出するものとする。管理用図書に含める既設設備の範囲は協議により決定する。
 - ⑥ 管理用図書として、発注者が定める「ダム設備台帳」を整備し、今後の保守点検の履歴を記録できるようにすること。
- (7) 工事予算額 概ね 363,000 千円（税込）
各会計年度における請負代金の支払限度額は、以下を予定している。
- ・令和 4 年度末 50,000 千円
 - ・令和 5 年度末 150,000 千円
 - ・令和 6 年度末 163,000 千円（請負代金の残額とする）
- ただし、予算の都合により支払限度額を変更する場合がある。
- (8) その他
点検業務報告書その他図書については、上田建設事務所維持管理課管理係において閲覧可能です。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 電気通信工事について長野県建設工事の入札参加資格を有している者のうち、資格総合点数が 819 点以上であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下同じ）第 3 条の規定により電気通信工事に係る特定建設業の許可を有していること。
- (5) 建設業法第 28 条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (6) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第 17 条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成 15 年 4 月 1 日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (9) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後、請負契約約款第 31 条に基づく工事完成の検査を完了していない者でないこと。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書と認定され、入札

に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(11) 県発注の他の対象工事の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

(12) 同種工事の実績を有すること。

洪水調節機能を有するダムのダム管理用制御処理設備の新設又は更新工事の実績を有していること。

※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 19 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに竣工した工事が該当します。

(13) 配置技術者に関する要件を満たしていること。

なお、配置技術者の専任の必要な期間は、詳細設計承認後、現場施工着手時又は工場製作着手時以降とするが、事前に協議により発注者の承認を得るものとする。

(14) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

(15) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

(16) 滞納している県税等徴収金がないこと。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式 2 号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式 3 号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 同種工事の実績

① 会社としての実績とし、記載件数は 3 件以内とする。

② 「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成 19 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに竣工した工事が該当する。

③ 「工事実施に当たり特に配慮した技術的事項」については、揭示した対象工事において求めている技術的事項を中心に記載すること。

イ 当該工事の実施体制

① 配置を予定する主任（監理）技術者の資格、経歴等を記載すること。

② 「過去 15 年間の主な工事経歴」は、平成 19 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完成した工事

が該当する。

ウ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 現地説明会

現地の状況については、次のとおり現地見学会を開催する。参加希望者は令和4年9月16日正午までに会社名、参加人数を3(5)の連絡先にFAXまたはメールにより報告の上、来場すること。

なお、FAXまたはメールが到達したことを電話で3(5)の担当者に確認すること。

- ・日時 令和4年9月21日(水) 午後1時30分から
- ・場所 金原ダム管理所
- ・その他 質問内容は可能な限り参加希望の報告に合わせて提出すること。

(5) 担当事務所・問い合わせ先

〒386-8555 長野県上田市材木町1-2-6

長野県上田事務所 総務課

電話 0268-25-7162

ファックス 0268-25-7163

(6) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和4年9月22日(木)

(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)

イ 提出場所 3(5)に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してください。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限ります。

(7) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の(1)から(16)の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定されます。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとします。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件 (会社)	・入札参加資格 ・資格総合点数 電気通信工事819点以上 ・特定建設業許可	・求める業種の入札参加資格を有しているか ・資格総合点数は要件を満たしているか ・特定建設業の許可を有しているか
2 同種工事の実績 (会社)	・同種工事の内容	・洪水調節機能を有するダムのダム管理用制御処理設備の新設又は更新工事の実績を有していること。※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成19年4月1日から掲示日の前日までに竣工した工事が該当します。

(8) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由(非該当理由)を書面により、上田建設事務所長から通知します。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日(長野県の休日を定める条

例(平成元年条例第 5 号)第 1 条に規定する休日(以下「休日」という。)を含めない。)以内に、書面(書式自由)により、上田建設事務所長に対して非該当理由について説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日(休日を含めない。)以内に書面により行います。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (5) に同じ。

② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 原則として F A X (回答を受ける担当者名、電話番号及び F A X 番号を併記すること)とします。なお、到達したことを電話で 3 (5) の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則として F A X による。

(9) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行いません。

イ 参加表明書の提出をした業者名(参加要件資料審査結果表)は、契約締結後、公表するものとします。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式 8 号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

主な業務経歴は掲示の日の前日から過去 15 年間に竣工した工事とする。(平成 19 年 4 月 1 日から掲示日の前日までに竣工した工事。)

イ 技術提案

求められた技術提案について簡潔に記載すること。

ウ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種工事の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

エ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3 (5) に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和 4 年 9 月 22 日(木)まで。

(受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。)

ウ 受付方法 F A X またはメール等とします。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載します。(最終回答日：令和 4 年 9 月 28 日(水))

(5) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 4 年 10 月 6 日(木)

(提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。)

イ 提出場所 3 (5) に同じ。

ウ 提出部数 1 部

エ 提出方法 持参または郵送とします。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3(5)の担当者に確認してください。
ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限りです。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めません。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができます。ただし、補足説明資料は、提出時に技術提案書提出者が特定されないよう作成にあたり留意すること。

(6) 技術提案書のヒアリングに関する事項

- ア 予定日 令和4年10月13日(木) (変更の場合があります。)
- イ 場所 詳細については決定次第連絡します。
※新型コロナウイルスの影響でヒアリングの延期・変更等もあります。
- ウ 時間 各者30分程度を予定 (提案者の公募数により変更の場合があります。)
- エ その他 パソコン、プロジェクター等の持ち込みは通知時に連絡します。

(7) 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定されます。なお、技術提案書評価結果表(様式9-1)は、契約締結後、公表するものとします。(技術提案書提出者名は特定した者のみ公表)

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しません。

- ア 評価点の合計が配点の6割に満たない場合
- イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の6割に満たない場合

評価項目	評価事項		審査の視点
配置予定技術者の資格等 (10点)	主任(監理)技術者	資格	・専門分野の資格を有しているか。
		経歴等	・主任(監理)技術者としての豊富な電気通信工事の経験を有しているか。
		同種工事の実績	・主任(監理)技術者としての豊富な同種工事の実績を有しているか。
費用 (40点)	費用の妥当性		・価格点=配点×最低価格/提案価格 [小数点以下第3位四捨五入2位止め]
技術提案の内容 (45点)	ライフサイクルコスト (※1)		・初期投資をはじめ、通信費用、保守点検費用及び耐用年数を経過した機器の交換費用を含めたライフサイクルコストが安価であるか。
	メンテナンスの充実		・部品のストックが長期間保証されているか(ストック期間を記載) ・故障、不具合の発生抑制対策が講じられているか。 ・部品交換等が容易かつ速やかに行えるか。
	故障時の緊急対応		・故障時のサポート体制として、具体的な提案があるか。

	システム機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・本設備における検討事項について解決し、システムの充実を図るための提案があるか。 ・ダム管理事務所に操作員が参集できない事態を想定して、『ダム管理用制御処理設備 標準設計仕様書 平成28年8月 国土交通省』及び本ダムの設備条件を考慮した、遠隔操作を可能とする提案があるか。
技術提案の内容と施工の整合性（5点）		<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案の内容が十分検討されており、施工性においても評価できるか。（※2）
評価点の合計結果（100点）		

※1 ライフサイクルコストの算出にあたっては、別添様式ライフサイクルコスト算出表により、技術提案書として提出すること。

※2 別紙2 本設備における検討事項に記載のある項目についても、技術提案を行うこと。

(8) 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、上田建設事務所長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行います。

(9) 非特定者への通知に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、上田建設事務所長から通知します。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して10日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、上田建設事務所長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して10日以内（休日を含めない。）に書面により行います。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3（5）に同じ。

② 受付時間 午前9時から午後5時まで。（休日を含めない。）

③ 受付方法 FAXまたはメール等とします。

なお、到達したことを電話で3（5）の担当者に確認してください。

④ 回答方法 原則としてFAXによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却いたしません。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用しません。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがあります。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要（長野県建設工事事務処理規程（昭和51年3月3日付け50監第590号）による。）

(2) 関連情報を入手するための窓口

3（5）に同じ。

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合があります。